

地方行政サービス改革の取組状況等(令和4年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
112321	埼玉県	久喜市	都市 IV-3

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.4%
本庁舎の夜間警備			96.6%	98.2%
案内・受付			92.3%	86.3%
電話交換			96.3%	90.2%
公用車運転			86.7%	87.6%
し尿収集			100.0%	98.1%
一般ごみ収集			100.0%	97.2%
学校給食(調理)			93.5%	73.2%
学校給食(運搬)			95.6%	91.0%
学校用務員事務			37.9%	38.2%
水道メーター検針			100.0%	98.9%
道路維持補修・清掃等			100.0%	97.2%
ホームヘルパー派遣			100.0%	99.2%
在宅配食サービス			96.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.8%
ホームページ作成・運営			100.0%	98.1%
調査・集計			96.3%	96.2%

※令和4年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務

総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置済	委託状況	委託予定無し
BPRの手法を用いた業務分析		【参考】	
取組状況		類似団体	全国(市区町村分)
		総合窓口設置率	委託率
		25.8%	74.2%
		総合窓口設置率	委託率
		15.3%	28.8%

(4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】	
実施予定	委託予定無し	首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	類似団体	
										実施率	委託率
										71.0%	9.7%
										全国(市区町村分)	
										実施率	委託率
										35.7%	3.5%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

令和4年11月

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況

業務改革効果

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】	
							類似団体導入率	全国(市区町村)導入率
体育館	4	4	100.0%		0		68.2%	40.8%
競技場(野球場、テニスコート等)	19	19	100.0%		0		60.8%	49.2%
プール	4	4	100.0%		0		67.2%	52.6%
海水浴場	0	0			0		0.0%	13.5%
宿泊休養施設(ホテル、国民宿舎等)	0	0			0		70.0%	84.8%
休養施設(公園内、海・山の家等)	0	0			0		58.8%	75.4%
キャンプ場等	0	0			0		61.5%	59.7%
産業情報提供施設	0	0			0		79.4%	74.9%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		85.7%	65.7%
開放型研究施設等	0	0			0		40.0%	43.0%
大規模公園	1	1	100.0%		0		80.4%	44.6%
公営住宅	2	0	0.0%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。現在のところ、直営で運営すべき施設としている。	0		30.8%	16.5%
駐車場	4	0	0.0%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。現在のところ、直営で運営すべき施設としている。	0		80.0%	36.8%
大規模公園、畜場等	0	0			0		26.3%	23.3%
図書館	4	4	100.0%		0		26.0%	21.2%
博物館(歴史館、民俗館、郷土館、動物館)	1	0	0.0%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。現在のところ、直営で運営すべき施設としている。	1	直営で運営すべき施設としているため	32.2%	28.6%
公民館、市民会館	8	0	0.0%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。現在のところ、直営で運営すべき施設としている。	6	直営で運営すべき施設としているため	33.2%	23.6%
文化会館	3	3	100.0%		0		69.4%	52.1%
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	0	0			0		51.7%	49.8%
特別養護老人ホーム	0	0			0		100.0%	75.6%
介護支援センター	0	0			0		75.0%	47.9%
福祉・保健センター	15	6	40.0%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。	8	一部の施設について、直営で運営すべき施設としているため	58.8%	52.9%
児童クラブ、学童館等	24	22	91.7%	「公の施設管理運営方針」において、直営管理とするか、指定管理者による管理とするか、施設の設置目的、規模、性質等を総合的に判断している。導入に向けて検討中。	2	一部の施設について、直営で運営すべき施設としているため	39.0%	24.0%

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済	○	【参考】	
		実施率(類似団体)	
		自治体クラウド	単独クラウド
		19.4%	80.6%
		全国	
		自治体クラウド	単独クラウド
		46.5%	53.5%

(6)公共施設等総合管理計画

策定済	○	策定予定		策定予定時期
【参考】				
類似団体	策定割合	全国(市区町村分)	策定割合	
	100.0%		99.9%	

(7)地方公会計の整備

作成済	○	作成予定		作成完了予定年度
【参考】				
類似団体	作成割合	全国(市区町村分)	作成割合	
	96.8%		91.4%	

(注1) 統一した基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2) 「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体